

令和3年上尾市教育委員会第1回臨時会 会議録

- 1 日 時 令和3年2月10日（水曜日）
開会 午後6時00分
閉会 午後7時33分
- 2 場 所 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員 教育長 池野和己
教育長職務代理者 細野宏道
委員 中野住衣
委員 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
- 4 出席職員 教育総務部長 小林克哉
学校教育部長 瀧沢葉子
学校教育部参事 兼 学校教育部次長 関孝夫
教育総務部次長 清水千絵
学校教育部副参事 兼 学務課長 太田光登
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 田中栄次郎
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 生涯学習課長 小宮山克巳
教育総務部 図書館長 島田栄一
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明
学校教育部 学校保健課長 荒井正美
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 戸國健一
教育総務部 教育総務課主幹 利根川直秀
書記 教育総務課副主幹 上山英樹
教育総務課主査 田中輝夫
教育総務課主任 中里ひろみ
- 5 傍聴人 2人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 議案の審議

議案第7号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第1号 令和2年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

議案第2号 令和3年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

議案第3号 上尾市幼児教育推進協議会条例の制定に係る意見の申出について

議案第4号 上尾市就学支援委員会条例の制定に係る意見の申出について

議案第5号 上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定に係る意見の申出について

議案第6号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

日程第4 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) ただ今から、令和3年上尾市教育委員会第1回臨時会を開会いたします。本日、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 2名の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いいたします。

～傍聴人入場～

(池野和己 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 「日程第2 本臨時会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、細野委員をお願いいたします。

(細野宏道 委員) はい。

日程第3 議案の審議

(池野和己 教育長) 続いて、「日程第3 議案の審議」を行います。審議の前にお諮りいたします。本日予定しております議案は7件でございます。本日議題とする議案第1号から議案第6号までの議案6件につきましては、市議会に提出することとなる案件で最終的な意思決定前の情報であるため、非公開の会議として 審議を公開しないこととしたいと存じます。また、「議案第7号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」につきましては、同様に最終的な意思決定前の情報ではありますが、令和元年11月定例会議案第53号において審議が行われた内容と同様の改正を提案するものであり、また、市議会に対して本議案を上程する旨を12月に説明しており、市民に不正確な理解や誤解を与えるといった恐れがないことから、審議を公開することとしたいと存じますが、これらにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ご異議ないものと認め、議案第1号から議案第6号までにつきましては、会議を公開しないものとして、決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、議案第7号の審議を行い、その後、傍聴の方に退室いただきまして、非公開の会議として、議案第1号から議案第6号までの審議を行いたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。それでは、「議案第7号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第7号につきましては、池田教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第7号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

(池田直隆 教育総務課長) 議案書25ページを お願いいたします。「議案第7号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」ご説明申し上げます。

最初に提案理由でございますが、上尾市立平方幼稚園の園児数の減少及び市内民間幼稚園・認定こども園の配置状況等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を廃止することについて、市議会3月定例会に議案を提出するよう、法律の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。

提案理由にも示しておりますとおり、本条例改正の趣旨は、平方幼稚園を令和4年3月をもって閉園するというところでございます。その背景や理由につきましては、これまでもご説明させていただき、ご議論していただいていたところでございますが、今一度、整理して説明させていただきたいと存じます。

今般、閉園という大きな判断をしたわけでございますが、2つの大きな視点からの理由をもって、判断したものでございます。1つが、「市民への適切な幼稚園教育の提供」という視点であり、もう1つが「厳しい財政状況」の視点でございます。

1点目の「市民への適切な幼稚園教育の提供」というところでございますが、令和元年6月の上尾市幼児教育振興協議会からの答申にもあるとおり、私立幼稚園の配置が市内に広く配置されている状況や、施設定員の充足率に余裕があること、及び各幼稚園の教育の水準がしっかりと保たれていることが、答申されてございます。教育委員会としても、その状況は今も変わりはないと認識しており、本市における私立幼稚園においては、質の高い幼稚園教育が実施されているという環境があると認識してございます。その他方では、平方幼稚園では、園児数が減少し、来年度は1名の在園という状況でございます。法令等にも規定されているとおり、幼稚園での教育は、「一定の集団生活を通じての教育」ということが規定されているところでございます。教育委員会としても「一定の集団生活下での教育」が適切であると捉えており、私立幼稚園が質の高い教育環境を整備していただいている本市の教育環境下においては、行政が提供する幼稚園教育として「極めて少ない人数での環境を認めることができない」という判断を行ったということでございます。

次に、2点目の「市の厳しい財政状況」という視点でございますが、現下の厳しい財政状況においては、行政の責任として、23万の市民全体の利益が何かを考え、市民全体に対する税の配分の公平性等を考慮して、「事業の選択と集中」を判断していかなければなりません。現下の平方幼稚園を取り巻く環境や「極めて少人数での教育」による影響、山積する諸課題を解消するための予算、費用の確保などを、総合的に勘案して、苦渋の決断ではございましたが、今般、平方幼稚園を閉園するという、大きな判断をした次第でございます。

以上、平方幼稚園を閉園することを判断した理由の説明でございますが、次に、改正条例案の法制執務的な観点から説明をいたします。

議案書の25ページの中頃で、第1条中の「幼稚園」という言葉を削ってございますが、条例では市に設置する学校種を「幼稚園、小学校、中学校」と規定している部分から、今回「幼稚園」を削り、設置する学校種を「小学校、中学校」に改めるものでございます。第2条では第1号を削り、以下を繰り上げる改正を行っておりますが、幼稚園を設置しないことに伴いまして、2号として小学校、3号として中学校の学校名等を規定していたものを、それぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。以下、附則になりますが、この改正条例の施行は令和4年4月1日とすることを附則第1条で規定して、附則の第2条と第4条では、今回の平方幼稚園を廃止することの影響を受ける条例について、廃止と一部改正の手続きをそれぞれ規定しております。

なお、附則第3条は、附則第2条で廃止を規定した条例の経過措置を規定してございますが、平方幼稚園では、無償化以前に条例に規定して保育料を徴収していましたが、この度、第2条の条例が廃止となった場合にも、当時発生していた保育料の負担額については、従前の例、債務等については消滅するものではなく、廃止前の条例の規定に基づくものであることを明文化したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、議案第7号につきまして説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(中野住衣 委員) 説明の中で、来年度1名の在園児童があるとありましたが、やはり幼稚園の1年間という重要な時期を考えると、やはりこの後も教育委員会としては、丁寧に相談に乗って進めていただくなど出来る限りの支援をしていただきたいと思います。

(内田みどり 委員) 上尾市としては、上尾市立幼稚園が無くなるということになりますが、他の私立の幼稚園との関わりについて、これから強化する部分などについて伺います。

(田中栄次郎 指導課長) 直接私立幼稚園との強化といったところではないかと思いますが、指導課で行っている幼・保・小の連携の中で私立幼稚園の教員も参加いただく研修等を進めてまいりますので、その辺りの部分で連携強化等していきたいと考えております。

(池田直隆 教育総務課長) 補足として、教育委員会ではありませんが、市長部局の発達支援相談センターで、発達障害があるようなお子様を預かる幼稚園の先生方に対して、専門的な見地をもつ専門員などを派遣する事業も行っておりますので、そういったところを強化していくような形になると思います。

(内田みどり 委員) やはり教育委員会とのつながりがなくなってしまうようなことではなく、もう少し深くつながっていければなというところを期待するところでもありますので、よろしくお願いいたします。

(細野宏道 教育長職務代理者) 先程の教育総務課長の説明の中で、幼児教育振興協議会の答申で教育水準の話がありました。それを受けて教育委員会として、私立幼稚園の質が高いと認識をしていると説明がありましたが、そのように認識しているという根拠はなんでしょうか。

(池田直隆 教育総務課長) 教育委員会から幼児教育振興協議会に諮問をして、専門的な見地から答申をいただいているという状況でございます。この協議会の委員には、私立幼稚園の先生方や公立の先生方、また保育所の先生方、また大学の先生も入られた中で、そういったお答えいただいておりますので、そういったものを根拠としているところでございます。

(大塚崇行 委員) 先程の内田委員からの質問の延長線になりますが、今後上尾市として、幼児教育をどういうふうに捉えていくかという中で、議案第3号に上尾市幼児教育推進協議会条例の制定ということがありますので、このような場で連携の強化などつながりを強く持っていくということで理解しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

(瀧沢葉子 学校教育部長) そのとおりでございます。幼児教育振興協議会を推進協議会とし、課題を見出しながら、またそこで協議したものを私立幼稚園、保育所等に還元していくというところをさらに強化して参りたいと考えております。

(池野和己 教育長) 他にはよろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第7号 上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(池野和己 教育長) それでは「議案第1号 令和2年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第1号につきましては、清水教育総務部次長が説明申し上げます。

○議案第1号 令和2年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

(清水千絵 教育総務部次長) 議案書1ページをお願いいたします。「議案第1号 令和2年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」でございます。

提案理由でございますが、令和2年度上尾市一般会計補正予算(第13号)の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るため、この案を提出するものでございます。

今回の補正予算案は、例年の事業費の請負残の補正と、コロナ禍における事業の休止や延期などによる事業費の残などの減額補正と、新型コロナウイルス感染症対策等の学校教育活動継続支援事業などの増額補正の予算計上となっております。

「1 歳入補正(教育関係)」についてです。「15款 国庫支出金」は、国の補助金を活用し、国が進めるGIGAスクール構想で求められる1人1台端末の整備と充電保管庫の整備に係る決算見込みによる減額と、インターネット環境整備に係る増額及び感染症対策のための衛生用品の購入等を支援する感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の増額を計上したものでございます。

「17款、財産収入」は、文化芸術振興基金の預金利子を計上したものでございます。次に、「2 歳出補正(教育費)」ですが、主にコロナ禍における事業の休止や延期などによる事業

費の残などによる減額補正と小中学校のネットワーク環境整備の委託料などの増額補正によるものとなります。

「3 繰越明許費補正（教育費）」についてです。小学校費、中学校費のコンピュータ整備事業でありますが、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備に伴い、インターネット環境の整備を行うため予算計上いたしますが、事業実施は令和3年度となることから、小学校費803万6千円、中学校費438万3千円を繰越明許とさせていただくものでございます。また、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業につきましても、新年度当初から使用する消毒液などの購入に充てる消耗品費のため、890万1千円を繰越明許とさせていただくものでございます。

議案書3ページをご覧ください。教育総務部の歳出補正の主なものについてご説明いたします。教育総務課では、学校施設更新計画策定事業の委託料633万9千円、小中学校のコンピュータ整備事業の備品購入費、小学校費3,562万7千円、中学校費1,587万7千円について執行残の減額補正となります。小中学校のコンピュータ整備事業の委託料につきましては、「3 繰越明許費補正（教育費）」でご説明しましたが、インターネット環境の整備を行うため小学校費803万6千円、中学校費438万3千円を計上しております。

4ページをご覧ください。スポーツ振興課では、東京2020オリンピック・パラリンピックの延期による事業費730万2千円の減額となっております。

続きまして、学校教育部の主なものについてご説明いたします。5ページになります。指導課では、学習支援事業が560万4千円の増額となっております。これは、小中学校の校外行事のキャンセル料等補助金で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、やむなく中止した修学旅行等のキャンセル料について支援するための事業でございます。

6ページをご覧ください。学校保健課では、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業として、890万1千円の増額となっております。「3 繰越明許費補正（教育関係）」でご説明しましたが、新年度の当初から使用する消毒液などの購入に充てる消耗品費でございます。

令和2年度上尾市一般会計補正予算（第13号）の教育に関する事務の部分の補正についての説明は以上でございます。

（池野和己 教育長）ありがとうございました。ただ今、議案第1号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

（大塚崇行 委員）歳出の補正、小学校費7,700万円という大きな額が減らされていて、これはコンピュータ関係の整備費用が安くなっているということですが、当初予定していた予算から大きくマイナスになっているということは、計画が遅れているということなのか伺います。

（池田直隆 教育総務課長）備品購入費で、小学校で3,500万円の、中学校で1,500万円の減額という形になっております。これは、9月の補正時に充電保管庫を各学校に補正予算として計上させていただきましたが、予算を計上して入札をした結果、安く応札がありましたのでその差額がこの執行残として全て減額となっております。

（大塚崇行 委員）それだけ値段を下げられたということでしょうか。

（池田直隆 教育総務課長）当初1台当たり約25万円の単価で設計をしていたのですが、実際には約15万円です。この台数も300台から400台ありましたので、その執行残が大き

くなったという形でございます。

(大塚崇行 委員) はい、わかりました。

(池野和己 教育長) 他にありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第1号 令和2年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、議案第2号の審議を行います。「議案第2号 令和3年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第2号につきましては、清水教育総務部次長、関学校教育部次長が説明申し上げます。

○議案第2号 令和3年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

(清水千絵 教育総務部次長) 議案書7ページをお願いします。「議案第2号 令和3年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」でございます。

提案理由でございますが、令和3年度上尾市一般会計予算の教育に関する事務の部分の編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。

議案書の7ページが教育費全体の歳入・歳出予算の内容です。9ページ以降は各課の職員人件費を除く事業ごとの歳出予算の明細となっております。なお、別冊議案資料10ページ以降が予算案の写しとなっております。

令和3年度の予算編成につきましては、令和2年10月19日付けで市長より「コロナ禍の臨時財政運営方針」が発せられ、次長級職員により構成する「臨時財政改革会議」で具体的な対応を検討いたしました結果、コロナ禍が収束するまでの間、市税収入の大幅減が想定されることを踏まえ、「1. 人件費の削減」、「2. 本市独自事業全般の見直し」、「3. 各種イベントの休止・見直し」、「4. 市民の安全確保等以外の工事や設備整備の先送り」、「5. 各種補助金総額の削減」の以上のとおり対応することとなりました。このことから、概ね令和2年度予算より減額された予算計上となっております。

議案書7ページをご覧ください。まず、教育費全体としての「1 歳入予算」でございます。事業の休止や縮減により使用料等が減額となっております。

「16款 県支出金」につきましては、増額でございます。主なものは、東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、オーストラリア柔道チームのホストタウンとなっていることから、新型コロナウイルス感染症対策のための交付金の新設に伴い、増額となっております。

「22款 市債」につきましては、主に、小中学校の施設改修事業債の増額と平方スポーツ広場整

備事業債が皆増したものでございます。

次に、「2歳出予算」では、人件費を含む教育費合計で一番下の合計欄60億2,223万3千円となっており、前年比4億5,158万3千円の増額となっております。

議案書9ページをご覧ください。所属ごとの主な増減理由を申し上げます。

まず、教育総務課分です。「事業番号4 学校環境美化推進事業」は、シルバー人材センターへの委託料につきましては、県の最低賃金に基づき単価設定しておりますが、最低賃金の上昇を想定しての予算計上となっております。「事業番号7 学校施設更新計画推進事業」は、令和2年度において、学校施設更新計画策定を行っているところですが、令和3年度からは、市民への説明会を開催するなど計画の推進に係る経費を計上しております。「事業番号8 小学校管理運営事業」、「事業番号12 中学校管理運営事業」につきましては、学校施設を維持管理するための費用となっております。1人1台端末、体育館空調の電気代・ガス代を考慮した計上となっております。また、全小中学校の体育館にエアコンを整備する計画の設置工事につきましては、小学校9校、中学校7校の16校の費用を計上しております。残る17校につきましては、令和4年度の計上となり、2カ年で対応することとなっております。「事業番号9 小学校コンピュータ整備事業」、「事業番号13 中学校コンピュータ整備運営事業」につきましては、GIGAスクール構想に基づく、1人1台端末に係るリース料や教職員用端末の整備などの費用を計上しております。

議案書10ページをご覧ください。生涯学習課分です。「事業番号14 公民館管理運営事業」は、公民館6館の維持管理や運営に係るものでございます。令和3年度予算では、新型コロナウイルス感染の拡大防止対策として、上尾公民館を除く各公民館に網戸を設置するための費用と新型コロナウイルス感染の拡大防止のためサーマルカメラや消毒液などの購入費等を計上しており、増額となっております。「事業番号22「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業」ですが、令和3年1月15日に開催された国の文化審議会での審議の結果「上尾の摘田・畑作用具」を、国重要有形民俗文化財に指定するよう文部科学大臣へ答申がなされました。上尾市内では初の国指定文化財となる予定です。このことを受けて、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会の設置などに係る費用を計上しております。なお、美術展覧会、市民音楽祭につきましては、「コロナ禍の臨時財政運営方針」に基づく事業の見直しに伴い、事業中止のための減額となっております。

議案書11ページをご覧ください。図書館分です。「事業番号1 図書館運営事業」につきましては、図書館本館及び5分館3公民館図書室のカウンター業務費用、新型コロナウイルス感染の拡大防止のためのサーマルカメラや消毒液などの購入費を計上しており、増額となっております。「事業番号2 図書館施設管理事業」については、本館などの改修工事費を計上しております。「事業番号3 図書館資料整備事業」は減額となっておりますが、非来館型サービスとして電子書籍の導入経費を計上しております。

次にスポーツ振興課分です。「事業番号2 スポーツ大会・教室等開催事業」では、新型コロナウイルス感染の拡大防止対策を徹底し、上尾シティハーフマラソンを開催する費用などを計上しております。「事業番号5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業」では、オーストラリア柔道チームのホストタウン関連事業、聖火リレー、パブリックビューイングなどの費用に加えて、新型コロナウイルス感染の拡大防止対策の費用を計上したため増額となっております。「事業番号7 屋外スポーツ施設管理運営事業」では、平方野球場に続き、平方スポーツ広場の一部借地部分についての購入費を計上しております。なお、市民体育祭、市民駅伝競走大会につきましては、「コロナ禍の臨時財政運営方針」に基づく事業の見直しに伴い、事業中止のための減額です。

以上が、教育総務部の説明となります。

(関孝夫 学校教育部長) 学校教育部関連です。議案書12ページをご覧ください。学務課分です。代替臨時教職員派遣事業以下3つの事業は、今年度予算では旅費だけが計上されておりました、小さな事業となっておりますので、「事業番号2 教職員人事及び就学事務事業」に移管しております。その「事業番号2 教職員人事及び就学事務事業」が大幅に減額されている理由としましては、昨年度導入いたしましたAI-OCR・RPAについて、令和3年度以降につきましては運営費用を計上してすることとなっております。このため、導入費用が含まれる令和2年度予算から大きく減額しております。この事業は、就学援助登録業務で、手書きの申請書を、手作業で入力してきたものを、AI-OCRでデータ化し、RPAで基幹系システムに自動入力する事業でございます。「事業番号8 中学校特別支援学級設置事業」は、令和2年度は大谷中学校に特別支援学級を設置準備しましたが、令和3年度につきましては、大石中学校に特別支援学級を設置準備する予定でございます。そのための経費として計上しております。

続きまして、その下段の指導課です。指導課事業につきましては、今年度から5事業について事業の統合をしております。例えば「事業番号2 学校教育支援事業」はその下の「学校支援事業」と「魅力ある学校づくり事業」を統合したものとなっております。「事業番号4番 指導法改善事業」は、「教育研究開発事業」を統合しております。前年度比約8,000万円の減となっております。令和2年度は小学校の教科書改訂に伴う小学校教師用指導書等を購入しましたが、令和3年度は中学校の教科書改訂に伴い、中学校教師用指導書等を購入するもので、全体の数量が少ないことからの減額でございます。一方で、この事業の中で、ICT支援員派遣委託事業について、約518万円を新規に計上しております。「事業番号5番 音楽会等開催事業」ですが、小中学校音楽会開催事業や中学校吹奏楽演奏会開催事業につきましては中止として減額となっております。なお、中学校海外派遣研修事業につきましても、新型コロナウイルス感染症に伴う事業の中止のための減額となっております。「事業番号14 英語教育推進事業」ですが、ALT活用事業と統合しております。この事業の中では、「聞く・読む・話す・書く」のいわゆるGTEC、英語力4技能測定を取りやめとなるなど、全体で約2,000万円の減額となっております。「事業番号15 学校家庭連携推進事業」でございます。この事業は、学校と家庭を結ぶメール配信のための事業で、12月の補正予算ではこの導入予算を調製し、本事業ではこれの維持管理を行っていくものでございます。

次に、教育センターですが、全体に減額をしておりますが、大きな変化はございません。

議案書14ページをご覧ください。学校保健課です。「4番 教職員健康管理事業」でございますが、前年度と比較して約580万円の増額になっております。これにつきましては、教職員の健康診断の費用でございますが、令和3年度から、会計年度職員も含め、市内学校の教職員につきまして、全員が健康診断を受けることができるよう、予算を確保したものでございます。

中学校給食共同調理場です。「1 調理場備品等整備事業」でございますが、令和2年度実施したボイラー工事が終了し、令和3年度は調理場屋根の塗替え工事を実施します。約5,500万円の減額はその差額でございます。「2 中学校給食調理業務委託事業」ですが、既に12月定例会で債務負担行為を行ったもので、令和3年度からの3年間の長期継続契約を行っております。この契約のための増額となっております。

学校教育部の説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、議案第2号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(中野住衣 委員) 学校教育部関連の説明の中で、ICT支援員の派遣委託料ということで500万計

上するということですが、このICT支援員は、各学校にどういう形で配置されて、その専門性からどのような仕事を進めていただくのか教えていただければと思います。

(田中栄次郎 指導課長) 各校に1名配置するというのではなく、教育委員会として1名を専門性のある方をお願いして、事業の中で取り入れていき、各校を回っていただいてアドバイスをいただくことや、学校からの要請があれば積極的にその支援員を派遣して、専門的な視点で見ていただいて、アドバイスを貰うというようなことで進めていこうと考えています。

(中野住衣 委員) そうしますと働き方改革にも関係しますが、学校の方もまた新たな課題に対して先生方も大変だなと思っております。特に導入期でもありますので、計画的に支援員を配置して、学校全体のICT活用スキルの向上のため活用できればと考えます。説明からしますと、各学校を巡回するというような計画ではなく、各学校の派遣要請によって巡回するというのでしょうか。

(田中栄次郎 指導課長) 最初の段階では、指導課で支援員が各学校を回る計画を立てようと思っておりますが、それをずっと続けるということではなく、慣れてくれば、指導課にいてもらい、学校からの要請を受けて支援していくということを考えております。また、導入の段階という点では、この来年度の支援員よりも前に、今年度に教育総務課でGIGAスクールサポーターが入っておりますので、最初の設定などの部分は、別に対応しているということになっております。

(内田みどり 委員) 13ページの教育センターの予算が来年度減額となっており、金額的にはあまり大きく変わりはないという気もしますが、不登校の児童生徒などが増えているような状況の中でこの予算が減額されていくというのはどのようなことなのでしょう。

(関孝夫 学校教育部長) 人件費につきましては、会計年度任用職員ということで、職員課の方に予算がついておまして、そういう人件費の大きいものはほとんど変わっておりません。一方で、こちらの減額になっているものにつきましては、毎年比較的細かいところで支出している予算でありまして、これらにつきましては、決算ベースで、この程度の減額は可能だということを考慮してぎりぎりのところで算出しているところでございます。これは予算全体に言えることです。ものによりましては、かなり大幅な減額に見えますけれども、前年比の決算と比べれば、このぐらいの減額でも大丈夫かなという見込みで予算になっているということでご理解いただければと思います。

(中野住衣 委員) 教育センター関連で、不登校は、現在も増加する一方で、本市にとっても最重要課題というふうに認識しています。様々な教育センターの事業がありますけれども、不登校に関わるものも大変多いということを理解しています。その事業の中に不登校対策講演会というものがあります。この講演者に謝礼が出ていますが、この講演会にはさわやか相談員や、教育センターの相談員さん、その他不登校に関わる業務に携わっている職員を対象とした講演会ということなのでしょう。

(田中栄次郎 教育センター所長) この講演会は、教育センター職員を対象にするのではなく、各学校の教育相談主任の教員及びさわやか相談室相談員を対象とするものです。今年度については、コロナ禍の影響で、オンラインにて実施しました。

(中野住衣 委員) そうすると、不登校の問題について、さわやか相談員さんだとか、教育センター職

員の相談員さんだとか、適応指導教室の指導員さんだとか、その専門職の方たちが研修する機会というのは、どういう場面があるのでしょうか。

(田中栄次郎 教育センター所長) 基本的には所内会議を行っております。さらには先日実施しましたが、外部の専門的な方にケース会議等に入ってもらい、専門性を高めていくという状況にあります。

(中野住衣 委員) 今の説明の中で、例えば今回指導者として招聘された方は、どういう方をお願いして、具体的にどういう内容の講演していただいたのでしょうか。今、多くの子供達が、学校に行けない、行かなくては行けないと悩んでいる中で、この解決方法というのは本当に難しいと思います。ぜひ職員の方に対する研修を充実していただいて、少しでも子供達のために、そういう力を寄与していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

もう1点は、活動支援ボランティアがありますが、この活動支援ボランティアはどのようなものなのでしょうか。以前、学生のボランティアが数名来ていましたが、それとも違うようですので、どのような活動を支援するのでしょうか。

(田中栄次郎 教育センター所長) 以前の学生のボランティアは、学習支援ボランティアとしていましたが、適応指導教室の中で、子供達の活動を支援してもらっておりますので、名称を変更している経緯がございます。

(中野住衣 委員) わかりました。

(細野宏道 教育長職務代理者) 説明の中で、歳入が減っているので、人件費、独自事業、イベント等々の歳出を見直しということをして市全体で決めて、事務局の皆さんは大変だと思います。これは会社を経営している身としては大変よく理解ができますが、教育委員会としていかなものかなと思っ

ていることがいくつかあります。
まず、GTECを辞めるというのはとんでもないことだと思います。去年、英語教育の中で特に、スピーキング、ライティング、リーディング、リスニングという技能を義務教育の中でつけていくためにどうするのですかと議論をしました。それで例えばTOEICやTOEFLがありますが、それは中学生には適用しないという議論のなかで、GTECを選定したという説明をいただきました。その資料もいただき、なぜこのGTECを選んだのかなと思いましたし、これが子供達にとってどのように役立つのかなということで、読ませていただいたのですが、なるほどというふうに理解し、やっと上尾も来たなと思いました。

しかし、この予算というのはいつもいきなり出てきて、確かにALT事業は引き続きやっていただくのですが、それをどう上尾の英語教育が実際の英語教育として役立っているのかを判断して、それを俯瞰して見るものとしての機能を持っているものとして、GTECを入れた時に大変良かったなと思っていました。予算の面で仕方がないのかもしれませんが、それを無くした理由をお聞かせ願いたいと思います。

(田中栄次郎 指導課長) 上尾市の独自政策の中止の方針というものが出されてしまいまして、指導課としてはGTECや他の催しを是非にということで、再度掛け合ってはみましたが、最終的には予算がつかなかったというのが現状です。この後のGTECがつかなかった代替策につきましては、毎年行っている上尾市の学力調査で、GTECを導入した際にこの学力調査の英語を無くしましたが、こ

の学力調査で英語を復活して実施するという形で検討している状況です。この調査で、これまでG T E Cで測ってきた部分を全て測れるかということ、おっしゃるとおりそうではないので、そこについては、今後の検討課題と考えております。

(関孝夫 学校教育部次長) 追加で説明させていただきます。臨時財政改革会議というところで、いろいろ査定がありました。その中では、上尾市の独自事業が、他市ではどのぐらい実施しているのかというのがかなり議論では出てきたところであります。そういう意味で独自性が高いということと、このG T E Cが政策企画提案として始まったという経緯もありまして、この提案制度が3年間で限ると当初から言われていたものですので、それも原因の一つというふうにはなっております。

市学力調査など他にも様々なものが俎上に上がりましたが、ヒアリングの中で、教育委員会としてはどうしても残していきたいということで、何とか市学力調査については残してもらってきており、英語を復活させてその分増額になっている状況です。そのような厳しい状況の中で、まさに断腸の思いでございますが、G T E Cについては今回の予算計上を見送りとなりました。このことは、広報あげおにも掲載しております、突然出てしまっただけは市民の皆さんに説明が不足しているということになりますので、あらかじめ広報あげおにも掲載してお知らせしている状況でございます。

(細野宏道 教育長職務代理者) 説明ありがとうございます。予算がなければ事業の推進ができないというのは当然のことでその否定はしませんし、それは一般社会も同様です。ただし、公共事業等々で、市、県、国がやる事業の中で、教育というものは投資をしたからそれがすぐ来年、再来年に効果が出てくるものでは絶対ありませんので、教育委員会に携わっている方々は、もちろん皆さんが肝に銘じてやられているとは思っているのですけれども、ぜひよろしく願います。

また、例えばブックスタート事業も、額がだいぶ減っていると思います。

(清水千絵 教育総務部次長) この事業は継続ということをお願いして残していただきました。

(細野宏道 教育長職務代理者) そのように頑張っていたいただいているとは思いますが、これからの子供達のために予算を使うということ、ぜひよろしく願いをしたいと思っております。繰り返しになりますが、全ての事業の見直しをきちんとやっていたいただいているのは理解をした上で発言させていただきました。ありがとうございました。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第2号 令和3年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、議案第3号の審議を行います。「議案第3号 上尾市幼児教育推進

協議会条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(瀧沢葉子 学校教育部長) 議案第3号につきましては、田中栄次郎 指導課長が説明申し上げます。

○議案第3号 上尾市幼児教育推進協議会条例の制定に係る意見の申出について

(田中栄次郎 指導課長) 「議案第3号 上尾市幼児教育推進協議会条例の制定に係る意見の申出について」でございます。議案書は15ページから17ページとなっており、別冊議案資料の38ページも併せてご覧いただければと存じます。

まず、提案理由でございますが、幼児期の教育の推進に関する事項を調査審議するため、附属機関としての上尾市幼児教育推進協議会の設置に係り、本条例を制定することを市長に申し出たいので、この案を提出するものでございます。

組織といたしましては、学識経験者や市内設置の保育所、幼稚園、認定こども園において幼児教育に携わるもの、小学校校長を代表するもの等で組織するものでございます。

これまで、上尾市幼児教育振興協議会規則に基づいた「上尾市幼児教育振興協議会」がございましたが、次期上尾市総合計画及び上尾市教育振興基本計画に位置付けられる上尾市の幼児教育の充実発展を図るため、上尾市幼児教育推進協議会を附属機関として設置することが適当であると考えられることから、条例の制定に係る意見の申出を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、議案第3号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(中野住衣 委員) これまで上尾市幼児教育振興協議会としてありますが、これを今回、上尾市幼児教育推進協議会として市議会の議決を経た条例において設置するということだと思います。また、この提案理由の中で、教育委員会の附属機関としてこの推進協議会を設置するところがあります。これらの条例化することと、教育委員会の附属機関とするということについての背景と、この協議会の今後の役割をどのように考えているのか教えてください。

(田中栄次郎 指導課長) 改正の背景につきましては、現行の上尾市幼児教育振興協議会がありますけれども、これが2年ごとの任期となっておりますので、今年度末で委員の任期が満了するタイミングであることが一つとしてあります。また、平方幼稚園の閉園に伴い、上尾市の幼児教育の推進を図っていくため、先ほども申しましたが、上尾市の総合計画、教育委員会の教育振興基本計画に位置づけるということが背景の主なものでございます。

実際に具体的に何が変わるのかという部分につきましては、現在、上尾市幼児教育振興協議会規則に基づいて、幼児教育の振興に係る事項を協議していましたが、今般の条例制定により、上尾市幼児教育推進協議会を附属機関として明確に位置づけるとともに、組織として意見を集約して、教育長に答申・報告等を行うものでございます。イメージとしましては、委員の任期である2年間かけて、提言書を作成していくというようなところでございます。

(関孝夫 学校教育部次長) 補足して申しますと、諮問に基づいて、調査審議するということになっていきます。幼児教育に携わる機関としては、幼稚園や保育所などがありますが、特に私立幼稚園に対して、市の教育委員会として指導を行うことはできないこととなっております。そこで、そういう機関の

方々に集まっていたいて、協議や調査審議を行っていただきながら、「うちの園ではこのようなことをやっていますよ」とか、「このように考えていますよ」等の意見を出していただき、それも2年の委員任期ですが、その任期の当初に、教育委員会から、このようなことについて調査審議をしてくださいという諮問を出させていただき、2年間の任期の中で、意見を集約し、それを各委員の所属する幼稚園や保育所あるいは小学校に持ち帰っていただきながら、全体的に幼児教育の推進について役立てていただく場とすることとします。

(中野住衣 委員) 附属機関ということは、今の説明のように調査審議する機関になると思いますが、公立幼稚園がなくなった場合、教育委員会が直接幼児教育の内容に指導するようなことがなくなる中でも、関係機関として幼稚園、保育所、認定こども園という施設を総括して教育委員会が積極的に幼児教育の推進に関してこれから動いていくということでしょうか。

(田中栄次郎 指導課長) 基本的にはその通りですが、先ほど池田教育総務課長から説明もありましたように、市役所の市長部局の組織の中に子ども未来部があり、保育所を管轄していますので、そのような組織もある中で、改めて幼児教育という面から関係課が集まって話し合いを行う必要があると考えています。また、現在のところの幼児教育推進協議会のイメージは中野委員がおっしゃった通りです。

(中野住衣 委員) 幼児教育の重要性が今言われており、やはり実際に幼稚園の園長や保育所の所長などからお話を伺っていても、その内容の質的向上が課題であるというお話を聞きます。幼稚園、保育所、認定こども園などのすべての上尾市の幼児教育に関わる方々にとって、教育や保育などの質の向上が保てるよう、この協議会でいろいろなことを調査審議していただき、今後の幼児教育の推進につなげていくというようなことでしょうか。わかりました。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第3号 上尾市幼児教育推進協議会条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、議案第4号の審議を行います。「議案第4号 上尾市就学支援委員会条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(瀧沢葉子 学校教育部長) 議案第4号につきましては、田中 教育センター所長が説明申し上げます。

○議案第4号 上尾市就学支援委員会条例の制定に係る意見の申出について

(田中栄次郎 教育センター所長) 「議案第4号 上尾市就学支援委員会条例の制定に係る意見の申出

について」でございます。議案書は18ページから20ページとなっており、別冊議案資料の39ページも併せてご覧いただければと存じます。

まず、提案理由でございますが、障害がある児童又は生徒の適切な就学に係る教育的支援を図るため、附属機関としての上尾市就学支援委員会の設置に係り、本条例を制定することを市長に申し出たので、この案を提出するものでございます。

上尾市就学支援委員会でございますが、この委員会は、障害のある児童生徒の適切な就学に係る教育的支援を図るため、医師や学識経験者、障害福祉に関係する機関の職員、特別支援学校の教職員及び市内小中学校の校長・教員で組織するものでございます。

これまで、上尾市就学支援委員会設置要綱に基づいた組織がございましたが、近年、審議件数が急増し、運営方法の在り方等が課題となっております。また、この委員会は、外部の委員が入って組織され、委員長が存在し、組織として意見を集約した上で、教育委員会に答申を行う機能を持っていることから、「附属機関」としての位置付けが適当であると考えられることから、条例の制定に係る意見の申出を行うものでございます。説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、議案第4号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(中野住衣 委員) 幼児教育の本質についての話が平方幼稚園の関係の議題に出ていましたが、乳幼児期から障害や発達、成長に課題があるお子さんの、早期からの教育相談・支援が必要です。この就学支援委員会の一番の役割は、就学先の決定を含め円滑な支援を繋げていくことだと考えます。その役割のみならず、その成長の時々でお子さんに継続した適切な支援ができるような体制ができると、今回の附属機関としての設置により期待できると受け取りました。そのような理解でよろしいでしょうか。

(田中栄次郎 教育センター所長) はい。

(中野住衣 委員) ありがとうございます。

(細野宏道 教育長職務代理者) 大変重要な委員会の制定だと思います。単純な質問ですが、委員の報酬額はどのように決めているのでしょうか。

(関孝夫 学校教育部次長) 現在は要綱で就学支援委員会を設置してございます。その委員謝礼として、これまでに医師や学識経験者に対しまして、2万円で予算を計上しております。それを今回、継続する形になります。委員のうちかなりの人数は、公務員であるため、この報酬の支払いはございません。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第4号 上尾市就学支援委員会条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己教育長) 続きまして、議案第5号の審議を行います。「議案第5号 上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第5号につきましては、小宮山生涯学習課長が説明申し上げます。

○議案第5号 上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定に係る意見の申出について

(小宮山克巳 生涯学習課長) 議案書の21ページをお開きください。議案第5号「上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定に係る意見の申出について」でございます。

提案理由でございますが、上尾の摘田・畑作用具の保存及び活用を計画的に進めていくため、「上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会」を設置することに関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申しでたいので、この案を提出するものです。

議案資料の40ページも合わせてご覧ください。上尾市所有の本文化財につきまして、去る1月15日、国の文化審議会より文部科学大臣へ答申が行われ、3月の官報告示を経て、国重要有形民俗文化財に指定される見通しとなりました。これを受けて、国指定の文化財を、上尾市として長期的に保存し、活用していく方針を明確にするため、外部有識者などで組織する付属機関を設置するものです。この委員会では、文化財の長期的な保存方針と効果的な活用方針について検討し、「上尾の摘田・畑作用具保存活用計画」を策定します。この計画は、文化財保護法第85条の2第1項に規定される「国指定重要有形民俗文化財保存活用計画」に位置付けるものとし、文化庁による認定を目指すものです。

委員は10人以内とし、文化財に関する識見を有する者、各種団体を代表する者、その他教育委員会が必要と認めた者で構成し、委員の任期は2年とします。識見を有する者といたしましては、民俗学研究者、民具研究者、文化財保存科学の研究者、博物館関係者など、また、各種団体としては、農・商・工・観光業や、学校教育関係者などを想定しております。報酬につきましては、委員長が月額7,000円、委員が月額6,000円とするもので、施行期日は、令和3年4月1日でございます。説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、議案第5号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(細野宏道 教育長職務代理者) 上尾市で初めての国の重要有形民俗文化財ですので、教えていただきたいのですが、他市では、どのようにこのような文化財を保存しているのでしょうか。

(小宮山克巳 生涯学習課長) 他市の事例ですと、昨年度、有形民俗文化財に指定された行田市では、市立博物館があり、そこで収集保管し、あるいは調査研究を進めてきた成果が国に認められて重要有形民俗文化財に指定された経過がございますが、本市の場合は、現在、小学校転用可能教室で保管してきたもので、この長年にわたる上尾市のコレクションとしてまとまったことに対して評価をいただき、今回指定される所です。そのため、行田市と上尾市ではその順番が逆というような経緯の中で、今回指定になっておりますので、この検討委員会を通じて、現状の文化財の状況を調査しながら、

今後、適切に保管するにはどのような場所がいいのか、どのような環境がいいのかということ、調査研究して、最終的にはそれを計画の中に位置付けていくというそのための委員会という組織を条例で設置しようというものでございます。

(細野宏道 教育長職務代理者) 次年度の予算の中に、上尾の摘田・畑作用具保存活用事業がありますが、これをどのように長期保存していくのかと思っていました。それなりの環境として、例えば湿度や温度のコントロールなどが必要になってくるのかなと考えておりましたが、それをこの委員会で検討していただいて、どういう保存方法が今後必要なのかということを検討していくという理解でよろしいですか。

(小宮山克巳 生涯学習課長) はい。

(細野宏道 教育長職務代理者) わかりました。

(中野住衣 委員) 埼玉県で9件目の国の重要有形民俗文化財の指定ということで、大変喜ばしいニュースであると思います。この件を聞いて考えたのですが、少し前に、関次長が講師として講演した場に参加して、お話を伺った機会があり、地域の伝統文化と民俗として、上尾のささら獅子舞と平方のおしし様を講演の中心にして、細かい解釈を伺ってとても勉強になり、有意義な時間でした。その講演の時も説明資料をいろいろ用意してくださいましたが、そのような資料も含め、今回の文化財などを上尾に歴史民俗資料館のような施設を作って、そこに全て集約・展示して、市民の皆様にご公開できれば文化都市上尾としては素晴らしいなと思います。ぜひ今後保存・活用方法を検討していくことですので、そのような希望を持っておりますので、よろしく願いいたします。

(大塚崇行 委員) 今回の件は大変素晴らしいことで、今後どのようにこれを活用していくかということを考えていくと思いますが、先月の定例会でも申しましたが、やはり3月にこれが正式に指定がされる予定ということで、やはり市民の方がこれはどういったものであろうということ、なるべく早く見たいなというふうに思うと思います。ですので、そういう市民の方が見られる機会というのをなるべく早めに、企画していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(小宮山克巳 生涯学習課長) 指定を契機にして多くの市民の方に知っていただきたいということで、3月に市役所ギャラリーでパネル展示を開催する予定です。それとあわせて、啓発用ののぼり旗を用意していきます。現在は上尾駅東口デッキの上や市役所2階のところに横断幕で掲示してございます。また、ショーサンプラザの壁面とイオンモール上尾のデジタルサイネージでも、情報を流していただいております。今後も啓発を進めていながら、来年度は、上尾駅前の市民ギャラリー等で、期間限定とはなりますが、展示会を企画検討しているところでございます。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第5号 上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございません

んか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己教育長) 続きまして、議案第6号の審議を行います。「議案第6号 学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第6号につきましては、池田教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第6号 学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

(池田直隆 教育総務課長) 議案書24ページをお願いいたします。「議案第6号 学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」でございます。

提案理由でございますが、常勤職員と異なる任用の特性を踏まえ、会計年度任用職員の服務の宣誓の方法を改めることについて、法律の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。

まず、「服務の宣誓」でございますが、地方公務員法第31条に「職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」ことが規定されており、地方公務員法の適用となる一般職の地方公務員については、採用の際に「服務の宣誓」を行っているものでございます。

議案資料41ページをご覧くださいと存じます。この資料の下段に「宣誓書」を記載してございます。「私は、ここに主権が国民に存することを認める」から始まる宣言文がございますが、職員は、採用時にこの「服務の宣誓書」に署名してからでなければ、職務を行ってはならないことが、条例に規定されており、地方公務員として任用された職員が、地方公務員法に規定された服務上の義務を負うことを確認して、それを宣言するという行為でございます。委員の皆様には、毎年度、4月1日の教職員の着任式にご出席をいただいておりますが、式典で新採用の職員が宣誓しているものが、この服務の宣誓でございます。

それでは、今回のこの服務の宣誓に係る条例改正の背景及び理由でございますが、本年度、地方公務員制度の改正があり、「会計年度任用職員制度」がスタートいたしました。会計年度任用職員にも、この「服務の宣誓」の規定が適用となるのが、地方公務員法では規定されているところでございます。しかしながら、会計年度任用職員は、一会計年度内という任期が定められた任用となっている一般職の非常勤の職員でございます。このように会計年度任用職員は、常勤の一般職職員とは異なった任用の特性があることを鑑みまして、第2条第2項として条文を追加して、「会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」という規定を置くものでございます。ここでいう「別段の定め」とは、「再度の任用を行った場合には、先の任用に際して行った服務の宣誓をもって、これを行ったものとみなす」といったことを、別に内規として定めことを想定してございますが、定める内容としては、総務省が示している会計年度任用職員に係るマニュアルで例示として掲げられていることを「別段の定め」として規定する予定でございます。

端的に申し上げますと、正規職員は任用が退職まで続くこととなるので、服務の宣誓は、一度しか行うことがございませんが、会計年度任用職員は繰り返しの任用となる場合があることから、その都度、

サービスの宣誓を行わなくてもよい、ということルール化するものでございます。

その他、条文の整理をしてございますが、施行期日について、次年度からの施行ということで、令和3年4月1日と条例では規定してございます。なお、本条例は「学校職員」を対象とした条例でございますが、上尾市職員を対象とした「上尾市職員のサービスの宣誓に関する条例」についても、市長部局で改正を行うよう準備を進めており、市議会への提案においては、同じ理由による条例改正となることから、2本の条例を一括して改正する条例として提案する予定でございます。説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。ただ今、議案第6号について説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第6号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。そのほかに委員の皆様からご意見などございましたら、お願いいたします。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

日程第4 閉会の宣告

(池野和己 教育長) これをもちまして、令和3年上尾市教育委員会第1回臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和3年3月24日 署名委員 細野 宏道